

2 1

法学関係	八五〇
経済学関係	八五〇
社会学・社会福祉学関係	八五〇
理学関係	八五〇
工学関係	八五〇
農学関係	八五〇
家政関係	八五〇
音楽関係	八五〇
体育関係	八五〇
保健衛生学関係	八五〇
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	八五〇
備考 収容定員が六〇〇人を超える場合は、〇〇人を増すことに、六〇〇人までの場合の面積から五〇〇人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。	八五〇

附則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

専門職大学設置基準(平成十九年文部科学省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

第八条 [略]

3 この省令において、この章、第二十五条、第四十七条、第四十九条、第六十一条、第六十四条、第六十五条(第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る)、第七十一、

第七十二条(第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る)、別表第一及び別表第二を除き「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

改 正 前

第八条 [略]

3 この省令において、この章、第三十五条、第四十七条、第四十九条、第六十二条、第六十四条、第六十五条(第四十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る)、別表第一及び別表第二を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

農林水産大臣 齋藤 健

○農林水産省令第五号
植物防疫法(昭和二十五年法律第二百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年一月二十六日
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後

別表一(第九条関係)

地 域

植 物

検疫有害動植物

イエメン、イスラエル、イ
アキ、アボカド(付表第六十及び
第六十四に掲げるものを除く。)、あ
ア、トルコ、ヨルダン、レバ
めだまのか、オールスパイズ、オリーブ
バエ)

改 正 前

別表一(第九条関係)

地 域

植 物

検疫有害動植物

イエメン、イスラエル、イ
アキ、アボカド(付表第六十に掲
げるものを除く。)、あめだまのか、
ア、トルコ、ヨルダン、レバ
オールスパイズ、オリーブ、カシュー
バエ)

ノン、アルバニア、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、コソボ、イスラエル、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルツェゴビナ、ボルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、ロシア、アフリカ、パミーダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エクアドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びブルトリコを除く）、パナマ、ラグアイ、巴拉圭、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア（タスマニアを除く）、ハワイ諸島

ブ、カシユーナツツ、キウイフルーツ、きばなきようちくとう、ククミス・ディブサケウス、コツキニア・ミクロフィラ、コラロカルブルス、エリブチクス、これんし、ざくる、ジャボチカバ、そらまめ、てりはぼく、なつめやし、ナンセ、なんようざくら、にがうり、フェイジヨア、ボボー、マメーリンゴ、りゆうがん、れいし、いちじく属植物、いんげん属植物、かき属植物（付表第四十一）に掲げるものを除く。カリッサ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、なつめ属植物、にんにく属植物、バショウ属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、パパイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれい属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第二、第三十六、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マンゴウ属植物、もたまな属植物、わた属植物、あかべつ科植物、さぼてん科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く）、及びみかん科植物（付表第四十五から第八まで、第三十九、第四十五及び第五十六に掲げるものを除く。）

オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、イスラエル、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、ロシア、アフリカパルツエゴビナ、ボルトガル、ミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エクアドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びブルトリコを除く）、パナマ、バラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オストラリア（タスマニアを除く）、ハワイ諸島

ナツツ、キウイフルーツ、きばなき
ようちくとく、ククミス、ディブサ
ケウスコッキニア、ミクロフィラ、
コラカルブス、エリプチクス、
れんし、ざくる、ジャボチカバ、そ
らまめ、てりはぼく、なつめやし、
ナンセ、なんようざくら、にがうり、
フェイジヨア、ボボー、マメーリン
ゴ、りゆうがん、れいし、いちじく
属植物、いんげん属植物、かき属植物
すのき（こけもも）属植物、とけい
そう属植物、ドビアーリス属植物、
く）、カリツサ属植物、くるみ属植物
物、くわ属植物、コッコロバ属植物、
コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、
バショウ属植物（成熟していないバ
ナナの生果実を除く）、パパイヤ属
植物（付表第一に掲げるものを除
く）、ばんじろう属植物、ばんのき
属植物、ばんれいし属植物、ひいら
ぎとらのお属植物、びやくだん属植物、
マンゴウ属植物（付表第二、第三十
六、第四十三、第五十一及び第五十
二に掲げるものを除く）、もちのき
属植物、ももたまな属植物、わた属
植物、あかてつ科植物、さぼてん科
植物（付表第三十五に掲げるものを
除く）、なす科植物（付表第三、及び
第四十二に掲げるものを除く）、ば
ら科植物（付表第三及び第三十一に
掲げるものを除く）及びみかん科植
物（付表第四から第八まで、第三十
九、第四十五及び第五十六に掲げる
ものを除く）の生果実